ID:　229

担当部署:　こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例　第15条
例規番号	昭和51年条例第30号

【根拠条文】

（管理権の特別行使）

第15条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは入場を禁止し、若しくは退場等を命ずることができる。

(1)　使用許可願の申請人、使用目的及び使用内容が実際と著しく異なるとき。

(2)　許可の条件を履行しないとき。

(3)　秩序を乱し、又は乱暴、けん騒等の迷惑的行為を改めないとき。

(4)　利用者が義務を履行しないとき。

(5)　関係職員の指示に従わないとき。

(6)　非常災変のとき。

(7)　凶器、火薬、劇薬、石油類その他危険物を携帯するとき。

(8)　その他管理上必要と認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日